

BANKING

(銀行論)

伊藤哲生

<著者紹介>

伊 藤 哲 生

嘉悦女子短期大学教授

(旧日本女子経済短期大学)

日本貿易学会副会長

主要著書・論文

「貸付資本の本質」・「当座貸越の本質」・「手形保証について」・「銀行の基礎知識」・「簿記原理」・「MONEY AND BANKING」・「手形貸付と担保関係」・「外国為替…変動相場制について」・「在日外国銀行と金融市場」・「銀行経営の原則」・「預金保険法についての一考察」など。

著者承認  
検印省略

BANKING (銀行論)

© 1982

昭和57年6月15日発行

定価 3,800 円

著 者 伊 藤 哲 生

発行者 手 島 正 治

発行所 株式 高文堂出版社  
会社

東京都千代田区神田小川町2-4

(芙蓉ビル) 郵便番号 101

電話 東京 (03)(293) 9491

振替口座東京 5-97250番

落丁・乱丁その他不良品がありま  
したら本社でお取りかえ致します。

印刷・辻 光 舎  
印刷・モリモト  
製本・端 製 本

3033 - 8234 - 2282

PRINTED IN JAPAN

〈最新刊〉

# Money and Banking (金融論)

日本女子経短大教授  
日本貿易学会副会長  
伊藤哲生著  
基礎知識の充実と銀行業務を中心とした経済の仕組を詳細に解説した好著  
A 5判・三六〇頁 定価五、〇〇〇円 350

## 日本経済思想史 企業論

山崎益吉著 二、〇〇〇円 250 清水敏允他著 二、三〇〇円 300

## 近代経済学入門 統計からみたの概説

榎本弘著 二、二〇〇円 250 谷勝美著 二、五〇〇円 300

## 現代経済変動論 政党政治の研究

中本・石橋著 二、七〇〇円 250 高橋正則著 四、八〇〇円 300

## 経営数学 全財務会計論

小林三郎著 二、七八〇円 250 全書 二、六〇〇円 300

## 貿易と貿易英語 全原価計算論

橋原正巳著 二、五〇〇円 250 全書 二、五〇〇円 300

# BANKING

## (銀行論)

伊藤 哲生 著

高文堂出版社



## はじめに

現在の経済社会のなかで、われわれ個人が消費生活を続けていくのにも、また企業を運営していくうえでも、決して安閑として送れる雰囲気ではない。というのは、諸物価の変動による不安とそれに平行して起こる、消費者負担の景気動向に走るケース CASE が、常に重くのしかかってくるということが大きな要因であるが、これによって、消費範囲が強制的に縮小されてしまい、生活にゆとりがなくなり、物理的な圧力を受けると共に、精神的な不満がそれに大きく加算されるために、開放感と将来に対する希望がうすれてしまい、常時目先の現実的な事項などに追われ、そして処理していくことにウエイト WEIGHT が大きくのしかかっているので、生活の夢が自然になくなり、実社会の現状に憤りを感じながら、日々の生活を送らせられる視野の狭い協調性に欠ける、そして忍耐力のない人間または家庭となっている。したがって、個人消費が盛りあがらずに、景気停滞感が強まっている。

企業に関しても、まったく同様なことがいえると思う。近代経営の促進と多様化された、商品の流通市場からの要求に対して応ずるべく、絶ゆまぬ努力を行なっているのであるが、現在では、需要の源であるさきにも述べたように個人消費の盛りあがりがないために、景気が停滞したままになっており、需要と供給の関係がアンバランス UNBALANCE となってしまう、業種間のつりあいのとれない状態（跛行性）が強く随所に見られている。これは、生存競争の激しい現代社会にあって、このような状況下におかれては、経営が正常に回転をしていないのであるから、勿論利益も考えられないし、経営者個人の消費生活にも影響がでて、日常の生活をも考えられなくなってしまうが、それよりも重大な問題点は、企業における運転資金の自然的な欠如で

あって；資本形態の小規模な企業ほど、身動きが不可能となってしまう。これは個人の消費生活に対してもいえることであるが、現在の物価指数から考えても、自己資金だけでは賄い切れるものではなく、他力資本の導入によって補なわれているのであるから、自己資金だけの運用時と異なって、利益も少なく苦しい資金回転となっているので、きびしい日常の経営が繰り返されている。

したがって、企業においては、どのような場合に、資金を必要とするのだろうか、それは店舗の新築・改築・増築に、そして機械の購入などの使途に必要とする設備資金関係、そして、原材料品・一般商品などの購入資金そして買掛金などの支払資金に必要とする運転資金関係に区分されているが、個人の場合においては、住宅資金関係・教育資金・家庭用具購入資金そして旅行資金などを必要とする資金となるが、これらすべては、現在の経済環境のなかで、われわれは、必要に迫られて資金調達をするわけであるが、この際に不足資金を他力資本として、各種金融機関より導入して利用するのが常識であるが、特に一般的にいわれている銀行から、われわれは借り入れるのが普通の方法である。では、銀行というのはどのような役割をもって存在しているのか、またわれわれの立場からすれば、どのようにすれば、いちばん理想的に活用することができるだろうか、ということが問題となる。過去における一般国民の銀行に対する意識は、現在と異なって特異の存在であったが、現在では、国民の生活の一端として、なくてはならない存在となっている。

そこで、銀行の基礎的な問題から解明して、われわれの日常の生活が少しでも有意義に展開するように、年齢的な問題に関係なく、誰にでも理解できるように綴ってみたが、入門書として、社会人にまた学生の講義を補佐するものとして、実社会に適応できる参考書として利用していただきたい。そしてお互いが生活安定のために、楽しく喜んで働き、生がいを願望するためのものであり、この本が、家庭経済の常備薬として効果のあることを、心より祈っているものである。本書を綴るに際して、日本銀行・東京銀行協会・三

和銀行・第一勧業銀行・協和銀行をはじめ各方面の金融機関その他の方々より、適切なるご指導を仰ぎ、貴重なる各種資料のご提供をいただきましたことを、心より感謝いたしますと共に重ねてお礼を心より申し上げ、今後共にご指導をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本書の発行にあたりまして、高文堂出版社社主手島正治氏に多大なるご尽力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

昭和57年2月

伊 藤 哲 生

## 目 次

|                |    |
|----------------|----|
| はじめに           | 3  |
| 第1章 銀行         | 11 |
| § 1 序 論        | 11 |
| § 2 歴 史        | 15 |
| A 日 本          | 18 |
| B イギリス         | 22 |
| C アメリカ         | 24 |
| D ソ 連          | 28 |
| § 3 銀行制度       | 31 |
| 第2章 中央銀行（日本銀行） | 36 |
| § 1 組 織        | 38 |
| § 2 政策委員会      | 39 |
| § 3 機 能        | 41 |
| A 発券銀行         | 41 |
| B 銀行の銀行        | 43 |
| a 預り金勘定        | 43 |
| b 諸貸出（再割引手形）   | 44 |
| C 政府の銀行        | 45 |
| a 委任を受けた代理事務   | 46 |
| ア）国庫に関する事務     | 46 |

# 目 次 7

|               |    |
|---------------|----|
| イ) 国債に関する事務   | 46 |
| ウ) 外国為替に関する事務 | 46 |
| b 政府の預金       | 46 |
| c 政府に対する貸付    | 47 |
| D 金融政策        | 47 |
| a 金利政策        | 48 |
| ア) 公定歩合       | 49 |
| イ) 貸出限度額適用制度  | 50 |
| b 公開市場政策（操作）  | 51 |
| c 支払準備金制度     | 52 |
| 普通銀行          | 53 |
| 第3章 受信業務（預金）  | 54 |
| § 1 目 的       | 54 |
| § 2 種 類       | 60 |
| § 3 当座預金      | 62 |
| A 小切手         | 63 |
| B 手 形         | 69 |
| a 為替手形        | 70 |
| b 約束手形        | 78 |
| c 裏 書         | 81 |
| § 4 手形交換      | 88 |
| A 目 的         | 88 |
| B 歴 史         | 89 |
| C 機 能         | 91 |
| D 代理交換        | 94 |
| E 決 済         | 95 |

|      |                 |     |
|------|-----------------|-----|
| F    | 不渡および理由         | 100 |
| § 5  | グリーン・カード制度（マル優） | 105 |
| § 6  | 普通預金            | 109 |
| A    | 総合口座            | 112 |
| B    | 口座振替制           | 113 |
| C    | 睡眠口預金           | 114 |
| § 7  | 定期預金            | 115 |
| A    | 自動継続定期預金        | 118 |
| B    | 書換              | 119 |
| C    | 期日指定定期預金        | 120 |
| ◎新型  | 期日指定定期預金        | 121 |
| D    | 無記名定期預金         | 123 |
| E    | 積立定期預金          | 125 |
| F    | 譲渡性預金           | 127 |
| § 8  | 定期積立金           | 128 |
| § 9  | 通知預金            | 130 |
| § 10 | 納税準備預金          | 131 |
| § 11 | 外貨預金            | 133 |
| § 12 | 別段預金            | 136 |
| 第4章  | 与信業務（貸付）        | 138 |
| § 1  | 目的              | 138 |
| § 2  | 信用創造            | 140 |
| § 3  | 担保              | 145 |
| A    | 物的担保            | 146 |
| a    | 不動産担保           | 146 |
| b    | 有価証券担保          | 147 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| c 定期預金性担保        | 147 |
| d 商業手形担保         | 148 |
| e 商品担保           | 149 |
| B 人的担保           | 149 |
| a 保 証            | 150 |
| ① 手形保証           | 150 |
| ② 別紙保証           | 151 |
| ③ 信用保証協会保証       | 152 |
| b 保 險            | 153 |
| ① 輸出金融保険         | 153 |
| ② 輸出手形保険         | 154 |
| ③ 住宅金融保険         | 155 |
| c 信 用            | 155 |
| § 4 手形貸付         | 156 |
| § 5 証書貸付         | 158 |
| § 6 消費者ローン       | 162 |
| § 7 当座貸越         | 164 |
| § 8 割引手形         | 167 |
| A 商業手形           | 168 |
| B 荷付為替手形         | 170 |
| C 銀行引受手形         | 174 |
| § 9 コール・ローン      | 175 |
| 第 5 章 為替業務及び附随業務 | 179 |
| § 1 為 替          | 179 |
| A 内国為替           | 180 |
| a 普通送金           | 182 |

|                      |     |
|----------------------|-----|
| b 口座振込 .....         | 185 |
| c 代金取立 .....         | 188 |
| B 外国為替 .....         | 191 |
| § 2 附随業務 .....       | 195 |
| A 保護預り .....         | 196 |
| B 国庫代理事務 .....       | 197 |
| C 日本銀行歳入代理店 .....    | 198 |
| D 債務の保証 .....        | 198 |
| E 信用状の業務 .....       | 198 |
| 附 録 .....            | 200 |
| ○ 銀行法 .....          | 201 |
| ○ 銀行法施行細則 .....      | 206 |
| ○ 銀行取引約定書 .....      | 211 |
| ○ 当座勘定規定 .....       | 215 |
| ○ 小切手用法 .....        | 220 |
| ○ 普通預金規定 .....       | 221 |
| ○ 総合口座取引規定 .....     | 223 |
| ○ 日本銀行法 .....        | 229 |
| ○ 日本銀行法施行令 .....     | 238 |
| ○ 国立銀行設立順位及其の数 ..... | 241 |
| ＜参考書目＞ .....         | 244 |
| ＜索引＞ .....           | 246 |

# 第1章 銀行

## BANK

### § 1 序 論

われわれ社会人が、近代的な日常の消費生活を継続的にしていく方法は多種多様であって形態こそ異なれ、生きるために、身にまとう衣服を求めたり・栄養の源である食糧品を求めたり・またまたその他の生活必需品を求めたりしながら、それぞれの生活が繰り返し行なわれているのであるが、考えてみるとそこには、すべてわれわれと諸々の生活必需品との間には、貨幣 MONEY およびそれぞれの信用 CREDIT が媒介してそれらの要求が満たされ、各々の諸生活が成り立っていることに気がつくわけである。換言すれば、貨幣や信用がなくてはわれわれの日常生活は、決して存在しないと断言できるということである。これは改めていうまでもなく、企業 ENTERPRISE を経営するにあたっては資本 CAPITAL や信用がなければ、運営 MANAGEMENT は存在し得ないということもまったく同様なわけである。

この貨幣や諸商品のように物質的に、または精神的な諸生活に有能なものの総称であるところの、財貨 GOODS としての基礎となる貨幣を取得するには、一体どのような方法があるのだろうか、まず、サラリーマン SALARY MAN であれば、勤労の報酬としての給料などであったり、つぎに、商人(商法上)(註)であれば、企業を運営することによって、利益のなかより算出したり、また全般的にいて地代・家賃・利息そして配当金などからの取得によって、

それぞれの収入源としているのである。そして、信用に関しても、日常の諸生活や企業の運営によって、つちかわれた有形・無形の財産および人格によって、評価され築かれて成り立つものであることはいうまでもない。したがって、現代の経済社会は複雑ではあるが、貨幣を中心として構成されているといえるのである。

しかしながら、現在の経済情勢を考えて見ると、生活の実感としても領けるように、われわれ個人における消費生活にしても、公共料金をはじめとする諸物価の高騰によって、生活が切り詰められた日々であり、生活内容は薄くそして苦しく、自己資金だけでは十分に賄い切れない状態であるし、まして諸企業においては、ますます近代経営によって需要 DEMAND と供給 SUPPLY も発展して著しく伸び、そして広がった関係もあって、取引対象の範囲もこれに平行して非常に拡大されたので、今まで以上に活躍しなければ存続できない状態になっており、経営能力というか手腕もさることながら、取引高から考えても自己資金だけでは、運営することは不可能となっており、大なり小なりの差こそあれ、全般的にいつて金詰りであえいでいるのが現状である。特に弱体企業においては、重大な死活問題となっている。すなわち、個人にしても企業にしても、結局自己資金だけでは賄うことができないために、他力資本に頼らなければならないのが現実なのである。

もう少し大局的な見地から考えれば、政府が国家財政のやりくりで頭を痛めており、どうしたら国民の生活が豊かになり、そして安定することができるだろうか、また如何なる方法手段を施行したら、国家財政が安定経済となり、国民全体が潤うかということで「行政改革、ADMINISTRATIVE REFORM について真剣に取り組んでいるのを、われわれが詳細に見聞するにつけても、素直に了解できることであると思う。このような状況のもとで、それなりの諸々の生活をしていくのには、まことにもって困難なことではあるが、われわれ個人の消費生活の資金が不足しているからといって、また諸企業の運営資金が不足であるからといって、個人的に知人などを頼って資金

繰をしても、長続きするものではなく自からの限界もあるし、不慮のできごとが発生する恐れもあり、それぞれが勝手気ままに資金操作をしていたのでは、資金の流通が片寄ってしまい、経済全体の秩序をも保持できず混乱してしまう。

では、どうして個人的な範囲での資金繰には限界があり、予期しない不慮のできごとが発生し易く、必要資金の流通が片寄ってしまい、経済全体の秩序が乱れてしまうのか、その理由を考えてみることにしよう。その前提として、資金不足のためにこれを必要として借りる人（資金の需要者）そして、資金に余裕があって貸す人（資金の供給者）との間で、資金の融通が施行されたならば、必ずそこには、前払をするにせよ後払とするにせよ、資金の利用に対しての謝礼の意から、賃貸料あるいは使用料という意味の金利INTEREST（別名を利子とか利息ともいっている）というものが、資金にプラスされることに留意する必要がある。

個人または家庭そして企業という単位で、人間はそれぞれに多数の友達を持っており、何らかの形で交際があって、常に有形・無形の援助交換が相互に行なわれているものである。この基盤を利用しての資金操作を考えていくことがいちばんに身近で、しかも確実性が高いわけであるから、ここで資金繰に必要な事項をいくつか想定しながら進めていくことにする。

まず、個人または家庭において、生活資金の範ちゅうである教育資金が必要となって、刎頸の交わりである友達より、割賦で短期間の返済を条件に資金の融通を受けたとする。しかしながら、融資をうけた資金を短期間で返済していくために、1回の返済資金量が多くて、2度程は分割返済をしたが、経済的負担が大きく、次第に生活資金が当然のように窮屈となったために、更に親しい他の友達から賞与にて一括返済の約束で資金調達をして、この不足分を補ないどうにか日々の生活を送っていた。（教育資金の金利と生活資金補填の金利とに差違があった）時が立ち、ようやく分割返済の分は無事に完済して謝礼と共に債権 CLAIM・債務 OBLIGATION との関係は終了した

が、一方の賞与にての一括返済分の友達には、生活資金のしわ寄せのために資金調達に上手にいかず苦しくなり、返済が約束通りに履行できなくなってしまったために、もう少し返済期限を延長してもらったとする。このような場合に、完済を受けた方の友人からは、相手が今までの生活状態と異なり、何らかの異変を感じ取って自然に付き合いも遠慮がちとなって交流も遠のきはじめ信用の評価も少々低評価となるし、未払の友達との関係は、物理的・心情的にも壁ができてしまい交流が疎遠となってしまふ。

これは、資金的に融通し易い額であったからよかったが、これが住宅建築のような多額な資金であった場合は、単数にての資金調達ではとても無理なので、複数の調達となるし、返済方法・金利などにしても幾多の弊害があって、実際問題としては資金調達は不可能なのである。企業においては、個人または家庭と異なり必要資金量も多くなるし、資金用途も営利のための資金であるから、金利および返済期限などが大きな問題となって、到底知人の範囲内で資金を賄い切れるものではない。

したがって、個人または家庭的な範囲では、資金調達がまことに心もとなく弱体であるし、金銭問題は心情的に非常に DELICATE であって、固いはずの友情関係にも脆く輝が入ってしまう。要するにこのような状態は、資金を保有している者の周辺のみに考えられることがらであって、まことに特定の範囲に限られて資金流通が存在することである。よって、友達もなく社会的に平均より下の層の人びとは、個人・家庭または企業という対象からいっても、資金調達はとても無理であり、強いては生活の保証をも得られない状態となってしまふ。そして、資金を保有する者が資金を自己の判断で融通する場合に、融資する相手によって、金利の割合（率）が異なっていたのでは、公平を欠くことになって経済の秩序は乱され、国民は安心して生活ができなくなってしまう。このような数多の弊害を除去して、資金の流通範囲そして金利なども平等に国民に利用できるようにする必要がある、資金の需要・